

鹿屋市公報

第108号

平成30年12月25日 火曜日
発行 鹿屋市

目 次

規 則

- 鹿屋市公印規則の一部を改正する規則…………… 1
- 鹿屋市道路占用規則の一部を改正する規則…………… 3
- 鹿屋市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

- 鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱…………… 4
- 鹿屋市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱…………… 7

監 査 委 員

- 監査委員公表…………… 13

規 則

鹿屋市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市規則第53号

鹿屋市公印規則の一部を改正する規則

鹿屋市公印規則（平成18年鹿屋市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表特殊市長印の項使用する文書の区分の欄中

「
 重度心身障害者医療費助成金支給
 決定通知書
 上記公文書用（電子公印として使用
 する場合を含む。）
 」

「
 重
 決
 障
 上
 す
 を
 」

度心身障害者医療費助成金支給
 決定通知書
 害福祉サービス受給者証
 記公文書用（電子公印として使用
 する場合を含む。）

に、 「
 児童手当現況届依頼書
 ひとり親家庭医療費受給資格者証

を 「
 児童手当現
 特別児童扶
 特別児童扶
 特別児童扶
 県外からの
 （増額）請
 特別児童扶
 ひとり親家

況届依頼書
 養手当関係書類提出書
 養手当所得状況届
 養手当新規認定請求書、
 住所変更届及び額改定
 請求書
 養手当証書受領書
 庭医療費受給資格者証

に、 「
 介護保険高額介護（予防）サービ
 ス費支給（不支給）決定通知書
 介護保険高額医療合算介護（予防）
 サービス費支給決定通知書

を 「
 介護保険高額介護（介
 ビス費支給（不支給）
 介護保険高額予防サー
 事業分）支給（不支給）
 介護保険基準収入額適
 決定通知書
 高額医療合算介護（介
 ビス費等支給（不支給）

護予防）サー
 決定通知書
 ビス費（総合
 決定通知書
 用申請に係る

に、 「
 老人福祉法第28条の規定による費用
 の徴収額変更通知書
 上記公文書用（電子公印として使用
 する場合を含む。）

を 「
 老人福祉法第28条の規定によ
 の徴収額変更通知書
 高齢者等訪問給食サービス事
 許可・不許可決定通知書
 高齢者等訪問給食サービス事
 依頼書
 高齢者等訪問給食サービス事
 廃止通知書
 上記公文書用（電子公印とし
 する場合を含む。）

護予防）サー
 決定通知書

る費用
 業利用
 業利用
 業利用
 て使用

に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

鹿屋市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市規則第54号

鹿屋市道路占用規則の一部を改正する規則

鹿屋市道路占用規則（平成18年鹿屋市規則第174号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中	「	
	条件その他	

「	「	
	条件その他	
」	この道路占用許可書の内容について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び道路法（昭和27年法律第180号）の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は鹿屋市長となります。）処分 の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、 処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。	
	」	

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿屋市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市規則第55号

鹿屋市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市法定外公共物管理条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第175号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中

「	条 そ	の	件 他	
---	--------	---	--------	--

「	条 そ	の	件 他	
---	--------	---	--------	--

を
」

この法定外公共物占用等許可書の内容について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は鹿屋市長となります。）処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿屋市告示第297号

鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年12月25日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「利子補給金」を「鹿屋市中小企業資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）」に改める。

第2条中「対象となる者」の次に「（以下「補助事業者」という。）」を加え、「満たす者」を「満たす中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「住所又は事業所を有する中小企業者又は組合（法人の場合は、市内に本社又は本店を有する者に限る。以下「中小企業等」という。）である」を「主たる事業所を有している」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条から第5条までを次のように改める。

（補助対象経費）

第3条 利子補給金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる融資の証書貸付に伴って補助事業者が支払った利息のうち、第1回目から第12回目までに支払った利息とする。ただし、当該証書貸付に伴う融資の償還の遅延により生じた損害金を除く。

- (1) 鹿児島県中小企業制度資金

- (2) 株式会社日本政策金融公庫制度資金
- (3) 商工貯蓄共済制度資金（積立金の範囲内の資金は除く。）
（利子補給金の額）

第4条 利子補給金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、1年度につき1補助事業者当たり10万円を上限とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
（利子補給金の交付申請）

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第12回目の利息の支払日（当該利息の支払回数が12回未満の場合にあっては、最後の利息の支払日）の属する月の翌々月末までに鹿屋市中小企業資金利子補給金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 金銭消費貸借契約証書の写し
- (2) 信用保証書の写し（鹿児島県中小企業制度資金の融資を受けた場合）
- (3) 償還計画書の写し
- (4) 支払利息証明書（償還遅延による損害金等の別が分かるもの）
- (5) 市税の滞納のない証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

第6条の見出し中「確定の通知」を「額の確定」に改め、同条中「通知する」を「申請者に通知する」に改める。

第7条を次のように改める。

（利子補給金の請求）

第7条 前条の規定による通知を受けた者が利子補給金を請求しようとするときは、速やかに規則第16条の請求書（以下「請求書」という。）に預金通帳の写し等（金融機関名、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）を添えて、市長に提出しなければならない。

第8条中「中小企業等」を「申請者」に、「利子補給金交付後1年以内に、廃業」を「利子補給金交付後同一年度中に再び利子補給金の交付申請を行う場合であって」に改める。

第9条中「利子補給金の交付を受けた中小企業等が」を「利子補給金の交付決定及び交付額の確定をした者について」に改め、「その中小企業等に対する利子補給金の」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 借入金を目的外に使用したとき。
- (3) 規則及びこの要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

第2号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

年度鹿屋市中小企業資金利子補給金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった鹿屋市中小企業資金利子補給金については、鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

別記

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

郵便番号

所在地

法人名(屋号)

代表者氏名

印

連絡先

年度鹿屋市中小企業資金利子補給金交付申請書

年度における鹿屋市中小企業資金利子補給金の交付を受けたいので、鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 金銭消費貸借契約証書の写し
 - (2) 信用保証書の写し(鹿児島県中小企業制度資金の融資を受けた場合)
 - (3) 償還計画書の写し
 - (4) 支払利息証明書(償還遅延による損害金等の別が分かるもの)
 - (5) 市税の滞納のない証明書
 - (6) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

印

申請者

郵便番号

所在地

法人名(屋号)

代表者氏名

連絡先

鹿屋市中小企業資金利子補給金変更届

利子補給金交付手続に関し、下記のとおり変更が生じたので、鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1 変更年月日

年 月 日

2 変更内容

変更前	変更後

3 変更理由

附 則

- この要綱は、平成31年1月1日から施行する。
- 平成27年4月1日から平成30年12月31日までに融資を受けた者における第3条から第5条までの規定の適用については、第3条中「次に掲げる融資の証書貸付について、補助事業者が支払う利息のうち第1回目から第12回目までに支払った利息」とあるのは「次に掲げる融資の証書貸付の借入金額」とし、第4条中「2分の1を乗じて得た額」とあるのは「2パーセントを乗じて得た額」とし、「1年度につき1補助事業者当たり10万円を上限」とあるのは「平成27年4月1日以降通算30万円を上限」とし、第5条中「第12回目の利息の支払日(当該利息の支払回数が12回未満の場合にあつては、最後の利息の支払日)の属する月の翌々月まで」とあるのは、「融資実行日から2月以内」とする。

鹿屋市告示第298号

鹿屋市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。
平成30年12月25日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市障害者日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年鹿屋市告示第194号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市日常生活用具給付事業実施要綱

第1条及び第2条を次のように改める。

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号及び鹿屋市地域生活支援事業実施規則（平成30年鹿屋市規則第5号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、在宅の障害者等に対し、日常生活用具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年厚生労働省告示第529号）に定める日常生活上の便宜を図るための用具をいう。以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図る日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）を実施することを目的とし、その実施については、地域生活支援事業等の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、規則及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び規則で使用する用語の例による。

第3条中「この事業」を「事業」に、「福祉事務所長」を「鹿屋市福祉事務所長（以下この条から第11条までにおいて「福祉事務所長」という。）」に改め、同条第5号中「難病患者」を「者」に改める。

第5条中「日常生活用具給付申請書（別記第1号様式）又は住宅改修費給付申請書（別記第2号様式）により」を「日常生活用具給付申請書（別記第1号様式）に」に、「福祉事務所長に」を「福祉事務所長に」に改める。

第6条中「申請書を」を「前条に規定する申請書を」に、「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改め、「又は住宅改修費給付調査書（別記第4号様式）」を削る。

第7条第1項中「日常生活用具給付決定通知書（別記第5号様式）又は住宅改修費給付決定通知書（別記第6号様式）」を「日常生活用具給付決定通知書（別記第3号様式）」に、「別記第7号様式」を「別記第4号様式」に改め、「又は住宅改修費給付券（別記第8号様式。以下「改修費給付券」という。）」を削り、同項ただし書中「別記第9号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「却下決定通知書（別記第10号様式）又は住宅改修費却下決定通知書（別記第11号様式）」を「日常生活用具給付申請却下決定通知書（別記第6号様式）」に改める。

第9条第1項中「給付」を「給付決定」に改め、同条第2項中「申請者」を「受給者」に改め、同条第3項後段を次のように改める。

この場合において、福祉事務所長は、当該費用の額を算定するため、必要に応じて所得税額の確認できる書類を提出させるものとする。

第9条第4項中「又は改修費給付券」を削り、同条第5項中「申請者」を「受給者」に改め、同条第6項中「又は改修費給付券」を削る。

第10条第1項中「障害者日常生活用具給付台帳（別記第12号様式）」を「日常生活用具給付台帳（別記第7号様式）」に改め、同条第2項中「別記第13号様式」を「別記第8号様式」に改める。

別表第1情報・意思疎通支援用具の部視覚障害者用拡大読書器の項種目の欄中「視覚障害者用拡大読書器」を「視覚障害者用読書器」に、同項性能の欄中「映し出せる」を「映し出す、又は音声化する」に改め、同表住宅改修費の部種別の欄中「住宅改修費」を「居宅生活動作補助用具」に、同部種目の欄中「居宅生活動作補助用具」を「住宅改修費」に、同部性能の欄中「アからオ」を「アからオまで」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

その2 (その他用)

日常生活用具給付申請書

年 月 日

鹿屋市福祉事務所長 様

(申請者)

住所: _____

氏名: _____ 印

対象者との続柄 ()

電話: _____

次のとおり日常生活用具の給付申請をします。

日常生活用具の給付の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象者	住所				
	フリガナ		性別	男・女	
	氏名				
	個人番号				
身体障害者手帳	手帳番号	県第 号	交付年月日	年 月 日	
	障害種別	種	障害等級	級	
障害名	別紙障害者手帳の写し参照				
療育手帳	手帳番号	県第 号	交付年月日	年 月 日	
	判定	次回判定 有・無	次回判定日	年 月 日	
精神障害者保健福祉手帳	手帳番号	県第 号	交付年月日	年 月 日	
	等級	級	有効期限	年 月 日	
給付を受ける日常生活用具名					
希望する日常生活用具業者	名称				
	所在地				
	電話				
該当する所得区分	A・B・C1・C2・D () ()				
備考					

別記
第1号様式(第5条関係)
その1(居宅生活動作補助用具用)

日常生活用具給付申請書

年 月 日

鹿屋市福祉事務所長 様

(申請者)

住所: _____

氏名: _____ 印

対象者との続柄 ()

電話: _____

次のとおり日常生活用具(居宅生活動作補助用具)の給付申請をします。

日常生活用具(居宅生活動作補助用具)の給付の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象者	住所							
	氏名		男・女	生年月日	年 月 日生(歳)			
	個人番号							
	障害者手帳番号	県第 号	年 月 日交付					
世帯の状況	障害名	別紙障害者手帳の写し参照		種 級				
	施設入所希望の有無	希望する(施設)	希望しない					
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考(障害者に対する介護の状況等)			
給付を希望する理由								
改修を行う住宅の住所								
改修工事内容	区 分		居宅生活動作補助用具					
	1 手すりの取付け	2 床段差の解消	3 便器					
	3 床材の変更	4 扉の取替え	2 手すり					
	5 便器の取替え		3 スロープ					
	6 その他()		4 その他()					
過去の日常生活用具等の給付の状況								
	区 分	給付形態	給付等年月日	給付等 内 容				
	日常生活用具	給 付	年 月 日					
	居宅生活動作補助用具	給 付	年 月 日					
現在の住まいの状況	住 宅	1 自 宅	借家の場合 貸主の承諾	1 承諾 (承諾の時期:) 2 否	浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 携 帯 用
	現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助が必要 2 他人の(携帯用)使用 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助が必要(一部、全部) 3 自分でできる	

別記第2号様式を削り、別記第3号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

第2号様式(第6条関係)

調 査 書

申請年月日		年 月 日		申請者氏名			
対象者	住 所						
	フリガナ氏名						
	生年月日	年 月 日生	性別	男・女	電話		
世帯員の状況	氏名	年齢 1/1 時点	世帯主 との 続柄	課 税 状 況		備 考	
				課 税 区 分	市 町 村 民 税 割 所 得 制		
	非課税世帯	氏 名	所 得	障 害 年 金	手 当	合 計	
		円	円	円	円		
住 居 の 状 況		1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)					
給 付 後 の 状 況 生 活 の 状 況		日常生活動作の状況(入浴・排便・移動・その他該当する動作に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても全介助 4 給付しても一部介助 5 その他()		その他の状況 1 コミュニケーションが容易になる 2 情報入手が容易になる 3 (在宅生活・独居)が可能になる 4 その他()			
給 必 要 の 有 無		1 有 2 無	給付する (しない)理由				
世 帯 区 分							
用 具 名	基 準 額	見 積 額	超 過 負 担 額	利 用 者 負 担 額	公 費 負 担 額		
	円	円	円	円	円		
合 計	円	円	円	円	円		
上記のとおり確認しました。							
年 月 日							
				調査員		印	

第4号様式（第7条関係）

日常生活用具給付券

給付番号	第 号	給付券 発行年月日	年 月 日	
対象者氏名	生年月日		年 月 日生（歳）	
居住地				
扶養する者の氏名	対象者との 続柄			
給付する用具名				
メーカー、型式				
納入業者	名称			
	所在地			
	電話			
基準額	見積額	超過負担額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円	円
この券の有効期限	受給者が業者に提出する期限	年 月 日		
	業者の支払請求期限	年 月 日		
上記のとおり決定する。 年 月 日 鹿屋市福祉事務所長 印				
業者の納付した日	給付を受けた者又は扶養する者より受領した額	受領年月日及び受領業者名		
年 月 日	円	年 月 日 印		
用具受領者氏名	印	確認者	職名 氏名	印
その他特記事項				

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市福祉事務所長 印

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり給付することに決定しましたので、通知します。

給付番号	第 号	給付決定日	年 月 日	
対象者	住所			
	フリガナ氏名			
	生年月日	年 月 日生	性別	電話番号
決定内容				交付年月
納入業者	名称	電話番号		
	所在地			
基準額	見積額	超過負担額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円	円
注意事項	1 この通知書とともに交付された「給付券」は、所定の業者に提出して用具の交付を受けること。			
	2 用具は、本人又はその扶養義務者が、その能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものであるから、支払うこととされた額については、必ず用具の引渡しの日を支払うこと。			
	3 給付された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできない。			
	4 3に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還させることがある。			
	5 用具の給付を受けるとき及び給付後必要に応じて調査を行うことがあるので、これに応じること。			
・不服申立て及び取消訴訟 1 この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、鹿屋市長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 決定の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、前記の審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は鹿屋市長となります。）、提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。 (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁判がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

別記第6号様式から別記第8号様式までを削り、別記第9号様式を別記第5号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

鹿屋市福祉事務所長 印

日常生活用具給付申請却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具給付申請については、下記の理由により、却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

・不服申立て及び取消訴訟

1 この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、鹿屋市長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 決定の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、前記の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿屋市を被告として(訴訟において鹿屋市を代表する者は鹿屋市長となります。)、提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。)でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第10号様式及び別記第11号様式を削る。

別記第12号様式中「障害者日常生活用具給付台帳」を「日常生活用具給付台帳」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第13号様式を別記第8号様式とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

監 査 委 員

監査委員公表 第8号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査及び同条第5項の規定に基づく所管課の随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年12月25日

鹿屋市監査委員 大 菌 純 広
同 池 田 潤
同 今 村 光 春

1 監査の対象及び事業名

団体名	事業名	所管課
くしら桜まつりジョギング大会実行委員会	くしら桜まつりジョギング大会実行委員会負担金	市民スポーツ課
串良町体育振興会	鹿屋市地域生涯スポーツ推進事業補助金	
鹿屋商工会議所	鹿屋市販路開拓販売促進支援事業補助金	産業振興課
	鹿屋市商店街活性化推進事業補助金(鹿屋商工会議所分)	商工振興課
かのや市商工会	鹿屋市商店街活性化推進事業補助金(二十三や市分)	商工振興課
美里あいら夏祭り実行委員会	鹿屋市商店街活性化推進事業補助金(美里あいら夏祭り事業)	
鹿屋市鳥獣害防止対策協議会	鹿屋市鳥獣被害総合対策事業補助金	農林水産課
鹿屋市農業まつり実行委員会	鹿屋市農業まつり負担金	
鹿児島さもつき農業協同組合	鹿屋市優良肉用牛改良促進活性化対策事業補助金	畜産課
	鹿屋市地域優良繁殖雌牛改良促進事業補助金	串良総合支所
	鹿屋市低能力繁殖雌牛早期とう汰促進事業補助金	産業建設課
かのや緑化協同組合	小塚公園外5公園指定管理料	都市政策課
	祓川公園外9公園指定管理料	

2 監査の対象年度

平成28年度から平成30年度

3 監査の期日

平成30年10月18日、29日

4 監査の方法

今回の監査は、当該補助金等がその目的、鹿屋市補助金等交付規則及び基本協定等に基づいて適

正に執行されているかどうかを主眼において、関係帳簿等の突合を行い関係職員等に説明を求めながら、都市監査基準に準拠して実施した。

※ 都市監査基準は、全国の市等の監査委員で構成される全国都市監査委員会が、地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員により行なう監査等の実施、報告等に関して基本事項を定めたものである。

5 監査対象団体等の概要

(1) くしら桜まつりジョギング大会実行委員会

① 団体の目的

「くしら桜まつりジョギング大会」の円滑かつ効果的な事業推進を図るとともに、競技力向上と串良の地域活性化を図ることを目的とする。

② 対象事業

くしら桜まつりジョギング大会実行委員会負担金

ア 事業の目的及び内容

「くしら桜まつりジョギング大会」の開催を通じて、生涯スポーツの振興及びスポーツを通じた交流の促進を目的とする。

主な事業内容

- ・くしら桜まつりジョギング大会の運営

イ 負担金の額

平成 28 年度 2,500,000 円

平成 29 年度 2,400,000 円

平成 30 年度 2,400,000 円

(2) 串良町体育振興会

① 団体の目的

串良地域の生涯スポーツを振興し、地域住民の体力の向上・健康の増進を図るとともに、スポーツを通して地域住民相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

② 対象事業

鹿屋市地域生涯スポーツ推進事業補助金

ア 事業の目的及び内容

串良地域の生涯スポーツを振興し、地域住民の体力向上・健康増進を図るとともに、スポーツを通して地域住民相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

主な事業

- ・串良町民バレーボール大会等

イ 事業実績（平成 30 年度は予算額）

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収 入	2,573,403 円	2,442,657 円	2,437,000 円
市補助金	2,330,000 円	2,330,000 円	2,330,000 円
その他収入	243,403 円	112,657 円	107,000 円
支 出	2,466,932 円	2,343,826 円	2,437,000 円
繰越金	106,471 円	98,831 円	—

(3) 鹿屋商工会議所

① 団体の目的

本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。

② 対象事業

a 鹿屋市販路開拓販売促進支援事業補助金

ア 事業の目的及び内容

鹿屋市並びに大隅地域の優れた地域資源やそれらを活用した付加価値の高い加工食品の販売促進支援と、これから開発される加工品・特産品開発支援を図ることにより、地域商工業の発展に寄与し、併せて鹿屋・大隅地域の食材を全国に発信することを目的とする。

主な事業

- ・まるごと“おおすみ”アグリ・フード商談会の開催、情報発信（商談会、セミナー物産等の情報を「販路拡大ニュース」を通じてメールにて配信）、商談会出展者意見交換会の開催、商品開発検討会・セミナーの開催 等

イ 事業実績（平成30年度は予算額）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	5,949,724円	5,719,795円	5,900,000円
市補助金	2,500,000円	2,500,000円	2,500,000円
事業者負担金	3,449,724円	3,219,795円	3,400,000円
支出	5,949,724円	5,719,795円	5,900,000円
繰越金	—	—	—

b 鹿屋市商店街活性化推進事業補助金

ア 事業の目的及び内容

鹿屋市内の各地域の商店街等がイベント事業等を行なうことにより、商店街地区への集客及び組織活動の強化を図り、商店街及び地域の活性化に資することを目的とする。

主な事業

- ・鹿屋市秋祭り：歩行者天国（北田大手町商店街・鹿屋本町一番商店街・鹿屋仲町商店街）等

イ 事業実績（平成30年度は予算額）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	16,698,167円	15,011,216円	14,600,000円
市補助金	3,005,000円	2,735,000円	3,000,000円
受益者等負担金他	13,693,167円	12,276,216円	11,600,000円
支出	16,698,167円	15,011,216円	14,600,000円
繰越金	—	—	—

(4) かのや市商工会

① 団体の目的

商工会法に基づき、地域内における商工業の総合的な改善発展を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

② 対象事業

鹿屋市商店街活性化推進事業補助金（二十三や市分）

ア 事業の目的及び内容

鹿屋市内の各地域の商店街等がイベント事業等を行なうことにより、商店街地区への集客及び

組織活動の強化を図り、商店街及び地域の活性化に資することを目的とする。

主な事業

- ・二十三や市開催に伴う事業経費（歩行者天国による露店市、フリーマーケット 等）

イ 事業実績（平成30年度は監査時において申請がないため記載なし。）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	4,208,980円	4,283,063円	—
市補助金	1,105,000円	1,105,000円	—
受益者等負担金他	3,103,980円	3,178,063円	—
支出	4,208,980円	4,283,063円	—
繰越金	—	—	—

(5) 美里あいら夏祭り実行委員会

① 団体の目的

美里あいら夏祭り事業を円滑に運営し、祭り事業を実施することにより吾平町の活性化と地域振興に寄与する事を目的とする。

② 対象事業

鹿屋市商店街活性化推進事業補助金（美里あいら夏祭り事業）

ア 事業の目的及び内容

鹿屋市内の各地域の商店街等がイベント事業等を行なうことにより、商店街地区への集客及び組織活動の強化を図り、商店街及び地域の活性化に資することを目的とする。

主な事業

- ・御神輿（おみこし）、花火大会

イ 事業実績（平成30年度は予算額）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	3,206,533円	3,487,660円	3,167,917円
市補助金	1,012,000円	1,012,000円	1,012,000円
受益者等負担金他	2,194,533円	2,475,660円	2,155,917円
支出	3,117,034円	3,382,743円	3,167,917円
繰越金	89,499円	104,917円	—

(6) 鹿屋市鳥獣害防止対策協議会

① 団体の目的

野生鳥獣による被害防止対策の充実・強化を図るとともに、関係機関の連携のもと、総合的な被害防止体系を確立し、農林水産業被害の軽減等に資することを目的とする。

② 対象事業

鹿屋市鳥獣被害総合対策事業補助金

ア 事業の目的及び内容

地域の実情や要望に応じた鳥獣被害防止対策を総合的に推進するため。

主な事業

- ・推進体制の整備、被害防除、生息環境管理、鳥獣被害防止施設の設置

イ 事業実績（平成30年度は予算額）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	14,507,250円	14,378,515円	12,889,515円
市補助金	14,448,000円	14,159,000円	12,831,000円

	(うち県補助金)	11,762,000円	11,238,000円	10,217,000円
	その他収入	59,250円	219,515円	58,515円
支 出		14,448,000円	14,320,000円	12,889,515円
繰越金		59,250円	58,515円	—

(7) 鹿屋市農業まつり実行委員会

① 団体の目的

鹿屋市農業まつりを円滑に運営し、まつり事業を実施することにより鹿屋市の農林水産業の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

② 対象事業

鹿屋市農業まつり負担金

ア 事業の目的及び内容

地域農業の豊かな実りに感謝し、生産者と消費者の交流を通じて、生産者の生産・経営意欲の向上と、農産物への理解を深めるとともに、地域農業の活性化を図る。

主な事業

- ・式典(表彰)、大抽選会、ステージイベント、杉門の設置、振舞い鍋(でんぶん汁)、肉焼きまつり、豚の丸焼き、食育展示・試食、漁師飯グランプリ、乳搾り体験、しいたけ駒うち、竹貯金箱づくり、小動物とのふれあい、営農相談、模擬上棟式、6次産業化紹介、幼児絵画展示、農業機械展示、軽トラ市、農林水産物の販売、苗物の販売

イ 負担金の額

平成28年度 3,662,000円

平成29年度 5,874,000円

平成30年度 5,874,000円

(8) 鹿児島きもつき農業協同組合

① 団体の概要

鹿児島県の南東部にある大隅半島に位置し、西部は錦江湾、南東部を太平洋に面した豊かな自然と温暖な気候に恵まれた本土最南端の総合JAである。

管内は、畜産と園芸を基幹作物とした県内有数の農業地帯であり、鹿児島黒牛、鹿児島黒豚を飼育している。また、農産物では、東串良のピーマン、キュウリ、南隅地区のバレイショ、鹿屋・錦江の深蒸し茶、鹿児島湾に沿った地域の豆類をはじめ、サツマイモ、カボチャ、ゴボウ、サトイモ、つわぶき、ポンカン、デコポンなど多種多様の営農が行われている。

② 対象事業

a 鹿屋市優良肉用牛改良促進活性化対策事業補助金(平成28年度)

ア 事業の目的

肉用牛改良促進と銘柄確立を図り、肉用牛の振興と肉用牛繁殖経営の安定に資することを目的とする。

事業の内容

- ・肉用牛保留に要する経費

イ 事業実績(平成28年度事業)

項目	平成28年度	
	鹿屋地区	串良地区
収 入	26,708,000円	27,422,000円
市補助金	2,000,000円	2,000,000円
農協等補助金	2,000,000円	2,000,000円

受益者負担金	22,708,000 円	23,422,000 円
支 出	26,708,000 円	27,422,000 円
繰越金	—	—

b 鹿屋市地域優良繁殖雌牛改良促進事業補助金（平成 29 年度）

ア 事業の目的及び内容

肉用牛繁殖雌牛を市内に継続保留することにより、繁殖雌牛の改良促進を図り、本市肉用牛の振興と繁殖農家の経営安定に資することを目的とする。

事業の内容

- ・肉用牛保留に要する経費

イ 事業実績(平成 29 年度事業)

項目	平成 29 年度	
	鹿屋地区	串良地区
収 入	29,716,000 円	30,819,000 円
市補助金	2,000,000 円	2,000,000 円
農協等補助金	2,000,000 円	2,000,000 円
受益者負担金	25,716,000 円	26,819,000 円
支 出	29,716,000 円	30,819,000 円
繰越金	—	—

c 鹿屋市低能力繁殖雌牛早期とう汰促進事業補助金

ア 事業の目的及び内容

肉用牛繁殖雌牛の更新による子牛の商品性向上を図る肉用牛繁殖農家に対し、更新に要する経費を助成することにより、市場性のある付加価値の高い子牛生産による畜産経営の安定に資する。

事業の内容

- ・肉用牛繁殖雌牛（不受胎牛、満 10 歳から 15 歳）の更新に要する経費

イ 事業実績（平成 29 年度までの事業）

項目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	鹿屋地区	串良地区	鹿屋地区	串良地区
収 入	42,666,000 円	36,021,000 円	53,091,000 円	39,034,000 円
市補助金	4,560,000 円	3,840,000 円	5,920,000 円	4,320,000 円
受益者負担金	38,106,000 円	32,181,000 円	47,171,000 円	34,714,000 円
支 出	42,666,000 円	36,021,000 円	53,091,000 円	39,034,000 円
繰越金	—	—	—	—

(9) かのや緑化協同組合

① 団体の目的

本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

② 対象事業

a 小塚公園外 5 公園の指定管理料

ア 施設概要

小塚公園、馬庭団地公園、城山公園、鶴羽城山公園、八之尾公園（八之尾墓地含む）、高須ふれあい公園

イ 業務内容

都市公園の使用の許可等に関する業務、公園等の維持管理に関する業務 等

ウ 事業実績 (平成 30 年度は予算額)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収 入	9,396,094 円	9,397,838 円	9,396,000 円
指定管理料	9,396,000 円	9,396,000 円	9,396,000 円
その他収入	94 円	1,838 円	0 円
支 出	9,396,094 円	9,397,838 円	9,396,000 円

b 祓川公園外 9 公園の指定管理料

ア 施設概要

祓川公園、王子団地公園、緑山公園、若葉台団地公園、鹿屋寿台地公園、下祓川ふれあい公園、白崎弥生公園、緑山墓園（緑山墓地含む）、和田井堰公園、下祓川団地公園

イ 業務内容

都市公園の使用の許可等に関する業務、公園等の維持管理に関する業務 等

ウ 事業実績 (平成 30 年度は予算額)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収 入	8,924,560 円	8,918,539 円	8,933,714 円
指定管理料	8,853,714 円	8,853,714 円	8,853,714 円
利用料金	70,740 円	64,800 円	80,000 円
その他収入	106 円	25 円	0 円
支 出	8,924,560 円	8,918,539 円	8,933,714 円

※ 対象団体等の概要は、団体から提出されたものである。

6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であると認められた。

なお、負担金及び補助金については、事業の目的、鹿屋市補助金等交付規則及び補助金交付要領等に基づき、また、指定管理については、施設の管理に関する基本協定等に基づき適切に事務処理されるよう、所管課においては、引き続き指導に努められたい。